

デイサービスセンターもみじの里 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(神石高原町指定 第 3494600087 号)

当事業所はご利用者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容を次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 神寿福社会
- (2) 法人所在地 広島県神石郡神石高原町福永 1466 番地
- (3) 電話番号 0847-87-0190
- (4) 代表者氏名 理事長 佐々木 弘己
- (5) 設立年月 昭和 56 年 6 月 26 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・令和 8 年 1 月 1 日指定
- (2) 事業所の目的 居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター もみじの里
- (4) 事業所の所在地 広島県神石郡神石高原町福永 1 6 0 9 番地 1
- (5) 電話番号 0847-87-0500
- (6) 管理者氏名 福本 高之
- (7) 当事業所の運営方針
 - 1. 事業所の従事者等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図り、又その家族の身体的、精神的な負担を軽減できるよう援助を行なう。
 - 2. 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月 令和 8 年 1 月 1 日
- (9) 利用定員 18 人

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

神石高原町 相渡、草木、高光、田頭、永野、福永、古川、牧、木津和

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土	(1月1日は休業日)
営業時間	月～土	8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～土	9時15分～15時30分

延長時間は8時15分から9時15分、15時30分から17時30分で対応します。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤専従	常勤兼務	非常勤
1. 事業所長 (管理者)		1名	
2. 介護職員	3名	3名	3名
3. 生活相談員		2名	
4. 看護職員		1名	2名
5. 機能訓練指導員		1名	2名
6. 介護支援専門員			
7. 栄養士			

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間：午前8時30分から午後5時30分 ☆原則として職員1名あたり利用者5名のお世話をします。
2. 看護職員	勤務時間：午前8時30分から午後5時30分 原則として1名の看護職員が勤務します。
3. 機能訓練指導員	看護職員兼務

5. 当事業所が提供するサービスと料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスの、利用料金の9割又は8割又は7割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

12：00～13：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご利用者の排せつの介助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

<サービス利用料金(1回あたり)>

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

◎ 基本利用料金（地域密着型通所介護費）

※1割負担の方の場合（2割負担の方は自己負担額が2倍、3割負担の方は自己負担額が3倍になります。）

(3時間以上4時間未満の場合)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	4,160円	4,780円	5,400円	6,000円	6,630円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,744円	4,302円	4,860円	5,400円	5,967円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	416円	478円	540円	600円	663円

(4 時間以上 5 時間未満の場合)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	4,360 円	5,010 円	5,660 円	6,290 円	6,950 円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,924 円	4,509 円	5,094 円	5,661 円	6,255 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	436 円	501 円	566 円	629 円	695 円

(5 時間以上 6 時間未満の場合)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	6,570 円	7,760 円	8,960 円	10,130 円	11,340 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,913 円	6,984 円	8,064 円	9,117 円	10,206 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	657 円	776 円	896 円	1,013 円	1,134 円

(6 時間以上 7 時間未満の場合)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	6,780 円	8,010 円	9,250 円	10,490 円	11,720 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,102 円	7,209 円	8,325 円	9,441 円	10,548 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	678 円	801 円	925 円	1,049 円	1,172 円

◎ 加算料金

1. 入浴介助加算Ⅰ 1回 40円 全身浴、全身シャワー、部分浴、部分シャワー、清拭を行った場合の加算
- 入浴介助加算Ⅱ 1回 55円 家族や訪問介護員の援助で居宅での入浴が可能となることを目的とし、機能訓練指導員、介護福祉士、介護支援専門員等が自宅を訪問したうえ
- (令和7年5月より)

で入浴環境と身体機能を評価し、入浴に関する計画を作成し、計画に沿ってサービスを実施した場合の加算

2. 個別機能訓練加算Ⅰ 1回 56円 個別機能訓練計画に沿って、心身の状況に応じた機能訓練を行った場合の加算 1回 20分
3. サービス提供体制強化加算Ⅲ 1回 6円 事業所が定員超過利用・人員基準欠如に該当しておらず、ご利用者に直接介護を提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上のもの占める割合が100分の30以上である場合の加算
4. 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1か月の介護保険利用料の9.0%

◎ 減算

1. 送迎減算 片道 47円 当事業所の送迎を利用されない場合

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事代

料金：1食 700円

② 利用時間延長サービス

8：15～9：15、15：30～17：30に利用された場合は、1時間毎に500円をいただきます。

③ 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、自動車による送迎費用として、通常の実施地域を越えた地点から、1km当たり

40円を実費としていただきます。

④ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥ 洗濯代

料金：1回 1,500円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月毎にご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア・下記指定口座への振込み

しまなみ信用金庫 東城支店 普通預金 0116408

口座名 デイサービスセンターもみじの里

代表者 宮木 健二

イ・金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：しまなみ信用金庫・福山市農協

ウ・窓口での現金払

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは追加される場合は、担当の介護支援専門員又は事業所にご相談ください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 守秘義務の遵守

(1) 事業者、従業者は、通所介護事業を提供する上で知り得た、ご利用者及びその家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

(2) 前項にかかわらず、ご利用者に係るサービス担当者会議での利用など、正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、ご利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

7. 事故発生時の対応

当事業所を利用中に、ご利用者に事故が発生した場合は、速やかに家族に連絡を行うとともに、医療機関に受診する等の措置を講じます。

又、保険者である市町村に事故の報告を行います。

8. 損害賠償

事業者は、サービス提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

(2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

(3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

(4) 利用者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

9. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

10. 虐待防止

事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて職員の人権意識の向上や虐待防止の啓発・知識の向上に努めます。
- ② サービス提供中に当事業所職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報します。

11. 暴言・暴力・ハラスメントについて

当事業所の従業者への暴言・暴力・ハラスメントに対し、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 暴言・暴力・ハラスメントに対し、組織・地域での適切な対応を図ります。
- (2) 従業者に対する暴言・暴力・ハラスメントを予防し、啓発・普及するための研修を実施します。
- (3) 利用者やその家族から従業者に対し、暴言・暴力・ハラスメント行為があった場合には、契約を解除するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

12. 事業継続計画の策定

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

13. 衛生管理等

- ① 施設・設備・又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 感染症が発生、まん延しないよう必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

14. 苦情処理の体制

(1) 苦情の受付け

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名]	生活相談員	森重 かおり	0847-87-0500
	受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分	
第三者委員	伊勢村 春行	神石高原町古川 21 番地	0847-87-0672
	米山 文子	神石高原町草木甲 844 番地	0847-88-0730

(3) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受付けた苦情を、下記の苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

○ 苦情解決責任者 管理者 福本 高之

(4) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次のとおり行われます。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

イ 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ 話し合いの結果や改善事項等の調整

(5) 当事業所以外に以下の苦情受付機関があります。

「神石高原町 福祉課 介護保険係」

連絡先 住所 神石郡神石高原町小島 1701 番地
電話番号 0847-89-3535
FAX 0847-85-3541
受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
月～金曜日 (土・日・祝・12/29～1/3 休み)

「広島県国民健康保険団体連合会 介護福祉課」

連絡先 住所 広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館
電話番号 082-554-0783
FAX 082-511-9126
受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
月～金曜日 (土・日・祝・12/29～1/3 休み)

「広島県社会福祉協議会 運営適正化委員会」

連絡先 住所 広島市南区比治山本町 12-2
電話番号 082-254-3419
ファックス 082-256-2228
受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
月～金曜日 (土・日・祝・12/29～1/3 休み)

令和 年 月 日

指定地域密着型通所介護サービスについて、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンターもみじの里

説明者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者住所

氏名 印

利用者代理人住所

氏名 印

続柄 ()

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。